

女子學諸禮  
手帳

20

274  
9  
274

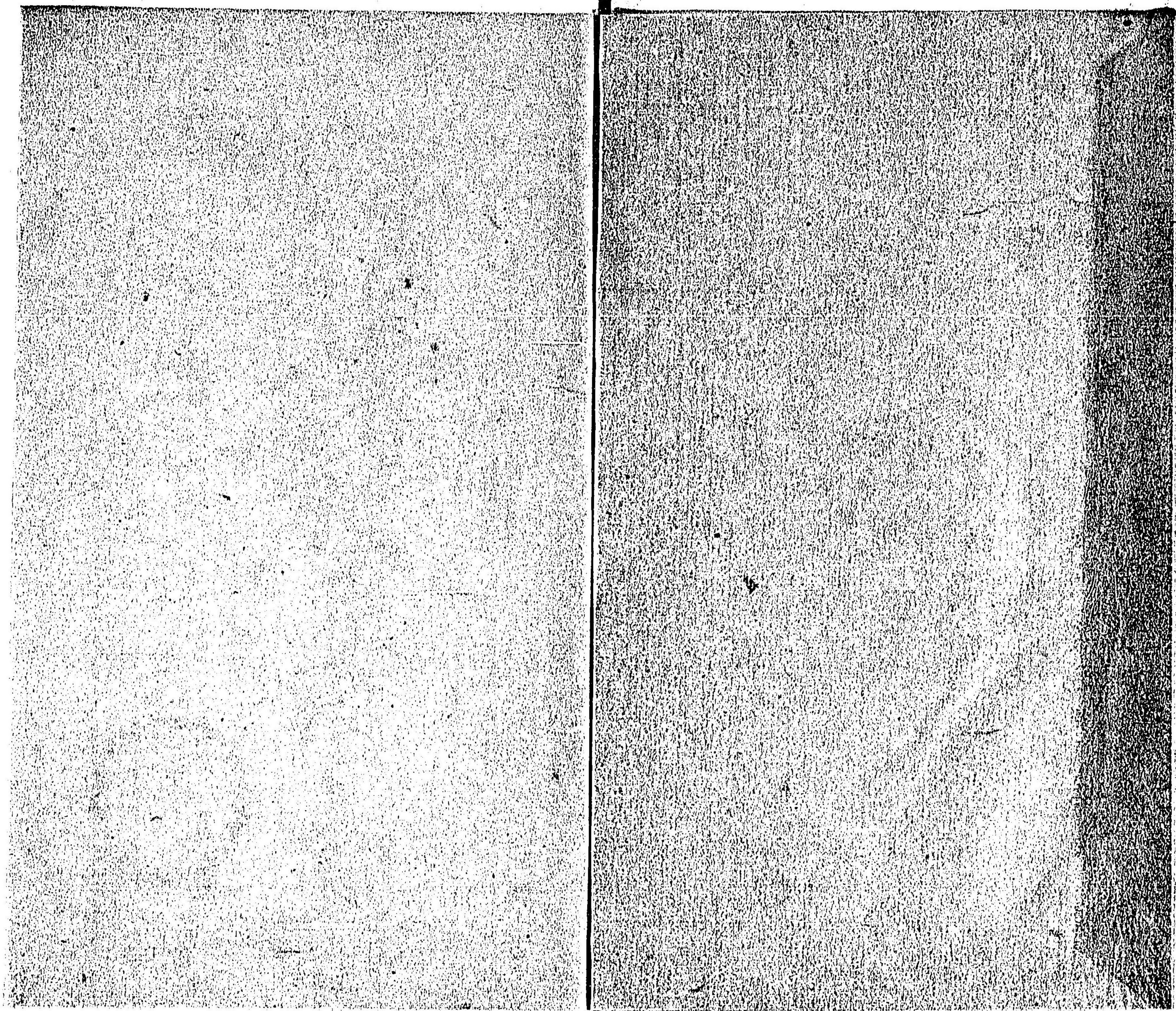
館書圖京東

函八廿 門新

架二 部五

號 類







明治二十二年十二月

定價十錢

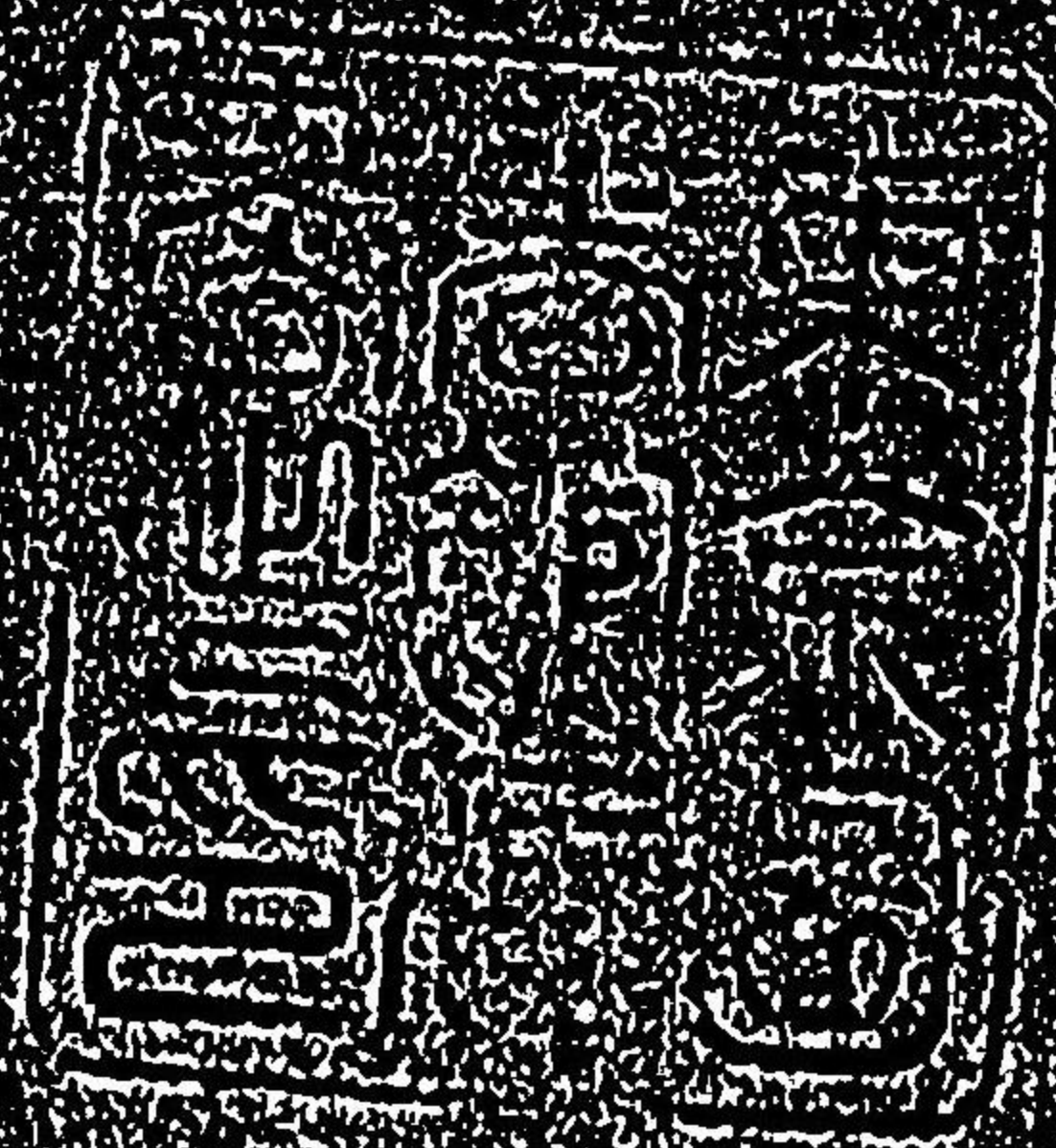
小學女子禮法

發兌

由己

社







補習

古昔入學ノ兒童ハ必ズ先ツ洒掃應對進退ノ禮法ヲ學ビ而  
レテ後讀書等ノ業ヲ受ク然ルニ方今ノ小學ハ學則整頓レ  
百科具備スト雖モ此一科ニ至リテハ未ダ之レアルヲ聞カ  
ズ殊ニ女子ハ男子ト異ナレバ須臾モ之レヲ缺クベカラザ  
ルモノトス故コト々讀書算術而已ヲ學ビテ諸禮式法ヲ知  
ラザルトキハ自ラ天稟ノ柔和艶美ノ徳ヲ失ヒ或ハ放縱ニ  
流レ或ハ粗暴ニ涉ルヲ免レザルハ是レ止ヲ得ザル所以ニ  
シテ其洗滌穢ヲ穿テ靴ヲ履キ洋書ヲ挾キ漢語ヲ囀ルノ半  
學女生ニ多ク見ル所ナリ予此ニ感アリテ彼ノ洒掃應對進



此の書は、新編式部集の如く、凡そ女子諸禮手は、  
 一、小冊子に成す予、夏、同、ク、ス、ル、父、母、敬、師、  
 夫、之、夕、其、子、女、生、徒、に、授、ケ、ル、ア、ラ、ソ、ヲ、希、留、ス、  
 明治十三年十二月、  
 中野了隨 編輯

女子諸禮手はとき

中野了隨 編輯

第一條

女子六歳より至れば、小學に入りて、書を讀み、字を寫し、物を數へ、兼て裁縫の道をも學ぶべし。

第二條

兄、姉を敬ひ、弟、妹をいつくしむべし。

第三條

夜は晏く寐ぬべし。

第四條

掃除の事、  
 一、



毎朝起き出れば直に手洗ひ口漱ぎ髪を梳り衣服を整へて  
父母尊長の安否を問ふべし夜寐るときもまた同じかるべ

第五條

人と應對するよ其聲高かす低からず言出をさへやか  
みなそべし

第六條

辭宜を爲すにハ兩手を膝の前よあらせて其上へ頭をのす  
べし必ず肘の張らざるやうよなすべし

第七條

襖障子の開閉は左の手を疊につき右の手にて靜かよ開け  
内に入りもとの和くめと閉るべし

第八條

凡て女子の立居ふるまひハ右へまはりて直に後を人よ見  
さべからず

第九條

人より物を受取るよハ坐りたる人ハ坐り立ちたる人ハ  
立ちて受取るべし

第十條

又己より人よ物を渡すもこれよ同ト



第十一條 鳴居をまたぐよハ右の足より入るべし

第十二條

戸障子の閉切りてある室へ入らんとするときは先づ咳拂して後入るべし

第十三條

茶と持出るにの壺を左の手よて持ち右の手を添へて出すべし

第十四條

茶を飲むときはその持来る壺をも取きて壺を下よ置き

茶椀ばかりを持ちてのむべき

第十五條

若し相客あらば茶椀ばかり取るべし持出るよもこの心得あるべし

第十六條

鼻をかむよハ次の間へ立ちてかむべし

第十七條

若し次の間へ立ちて能はざるるときは下座へむかひて音はよめぬ低く次ハ少く高く又低く三度にかむべし

第十八條



屏風のたて様ハ先づ直中を二つに分け夫れより左右にひらくべし  
第十九條 又書の上座に立て書の下座も立つべし書もまた墨繪の上  
よして彩番の下なり

第二十條

掛物のかけ様ハ一幅ハ次第ナシ三幅對ハ先づ中を掛け次  
よ左右どかくべし

第二十一條

又これを掛ぐるよハ右の手よ管竹を持ち左の手よ掛物を

持て折釘よかけさて両手よて軸を持ちさらく下すハ

第二十二條

凡て床の間の掛物また活花を見るよハ床の間の前の疊へ  
手をつき感する体あて見るべし

第二十三條

又主の馳走に飾附置くものを舉ぬハ禮にあらずといへど  
もまたわけもなく重々しく舉るも却て禮を失ふものなり

第二十四條

人に衣服を召さすにハ先づ左の手よてめさせ右の手を通



またまふとき帯の中程ととりてまゐらとへ下着の帯を

第二十五條

膳を提出するより縦ひつまづまでも取落さるる様よまつか  
り右の手の大指を膳のふちへかけて持ち左の手のむし  
らひよ添ふるなり

第二十六條

又居るやうに客の膝の方には少しすぢかひせ膝へさはらぬ  
様に居るべし初め居るたる所より四五分も両手よて押入  
るべし

第二十七條

膳の盆にてかゆきからず客の田舎たまふ櫛のいじをさ

飯の盆にてかゆきからず客の田舎たまふ櫛のいじをさ

左の手のむしすぢかひせ右の手のむしすぢかひせ

山をへむしすぢかひせ右の手のむしすぢかひせ

第二十八條

湯をかけるは盆にてかゆき客より汁櫛のふたをさす  
して出すときは厨房にて外のふたをして持出してそのふた

第二十九條

湯取りで盆の脇はがひで差出をさす  
つぎ汁のひさびさに箸を入れ弦よ持そへてつぐなり箸いつ  
まゐたる時の川意と心得べしまたこれをつぐ前に少し



かきたつべし  
第三十條  
引乘の客のかさを取りてこなたよてもるなり客のかさと  
出せり來らば手よどりそといたりくべし  
第三十一條  
蠟燭のしんをさるよの燭臺一ツのときハ立しま、切るべ  
一敷あらば蠟燭を取下してさるべしまた行燈燭臺とも客  
のがたへよせてそゆべし然れどあまり近きもわろし  
第三十二條  
飯のくひやりのまづ箸を取り次に飯椀のふたを取りまた

汁のふたを取り菜のふたを取り少し飯をくひ汁を吸ひは  
しむるなり凡て出たるものふたを取らず中を知らせよ  
をく事の禮にあらざるなり若し二の膳三の膳等出るとき  
ハ本膳の品をかたの如く食し二の汁を吸ひ二の菜をくひ  
又飯をくひ本膳の汁菜をくひまた飯をくひそれより三の  
汁菜ならびは焼物等を食ふべし  
第三十三條  
菓子喰ひやうの先づ鼻紙を出し我前に向きたるを一つ  
取分けて箸よて小さく切て喰ふべし喰ひたる後ハ紙よ  
て口のまわりを拭きべし



第三十四條

又梨、柿、葡萄等の種のある菓物のその種を紙に包みて鉢へ入れて立歸るべし

第三十五條

楊枝のつかひ横め先づ口よ手をかざすが如くなし脇へひかひのかひたる後鼻紙を取出し口を拭ひそのつかひたる楊枝と共に懐ね入るべし  
第三十六條  
相伴人の珍客の馳走のゆめも同坐へまがるべしこゝろゆる遅く行くべからせ又正客の懐ねむせうに物を舉むべからせ

正客のさるる内にかへるべからせ

第三十七條

盃のさるる内は先づ向ひにれへ進上りて心と斷り扱香は引はききたまはるに世に出すべし下にまくべからせ

第三十八條

又いたゞ茶者の盃さるるに請取り盃の左盃の右の手にて中は取分け盃を盃をさるる手のひらに盃のいさ底へ當ていたゞくもた總て湯のをいたゞくにか頭を下る程がうやまひなり是知るべし



第三十九條

肴のはさきやうの目止ならは箸の先を少しあげめよすべし  
しまわらせて後客のいたやく時我も頭をさげて膳となす  
べしこれ箸をいたやくはあらず又請くる人も右の手は左  
の手をそへて請くべし請けてのち叮嚀にいたやくべし

第四十條

新類のくひやうの蕎麥、鯉、鮓、素、麵みな同く汁をかけて食  
ふなどいやしければあらず又汁の残りたるを椀  
へあけて食ふなどいやし主もその程を見計らひて  
客に無理しひをなすべからず

第四十六條

瓜の皮はこれを六ツ半むむきて輪切にして出すなり又土  
用すきてハ堅に四ツ半削りまたよこみ切りで皿に二ツ  
のせて出すべし

第四十二條

厨ハ貴人の前よて遣ふべからず甚だじき者にて堪えがた  
きときハ半分ひらき片手を膝あ付て胸のあたりを少しあ  
ふくべし相客をあふくなども無用のことなり

第四十三條

人よ刃物をさむらそるよハ刃を我方になし柄のはしを持



は我手より上の方を先の取らるべき状に引寄せしむる

第四十四條

小袖又帯などを頂戴するとき、たゞいみじま、兩の手の上へつけ取りて押いたゞき、さて右の手をぬき、左の手はかへるが、ら、おへなりたる襟と裾とを右よつたまゝて立つべし

第四十五條

又櫛、笄、簪のるゐを頂戴するとき、臺のまゝ、いたゞきて、さ中よりその品を取り、左の手にあかど持ち、臺の右の手はてがたはらへ寄せて下がるべし

第四十六條

扇よて物をまゐらするよ、その扇のもとを先の人の右へなして直よとりてつかへる、やうになすべし、尤も扇の折目へまゐらすべきもの、はまらぬやう、又ハ落ざるやうに注意すべし

第四十七條

盆、繪、押、繪等を見るとき、先づその景色を譽め、次よその手際の巧妙なるをほむべし

第四十八條

利者などに交らば、鼻息にて香を飛ばさぬやうに注意すべし、心なきものよ、往々あることなればなり



第四十九條

甚將基、双六等のたびく、辭退するも許されざるるときはた  
とひ拙しきもこれを爲べし

第五十條

琴、三味線等のたどひ之を習ひ得たりとも我よりなすべか  
らず人の知りて之を好まる、ときハ値かよ弾きて止むべ  
し聲たかくと唄ふなどハ殊にはしたなし

第五十一條

裁縫の事ハ女子の第一の業なればたゞ尋常の衣服のみな  
らず袴羽織より洋服等に至るまでも之を習ふべし

第五十二條

化粧ハ女の身のたしなみありといへどもまた餘りけふと  
きも人がらの下るものなり

第五十三條

髪ハ自親はゆひならふを専一とすべしとの時々ハ流行ま  
たハ俳優、藝妓などの風俗を見習ふべからず

第五十四條

手足の爪ハ度々心付けてとり後を木賊よてこすり紅をさ  
すべし能憶のためとて手の小指の爪をのぼし置くハ俗よ  
てまた見苦じきものなり



第五十五條

肩毛の生へるよりよしとせれどもまた餘りふとさへ遠くより剃りのけはくべし

第五十六條

途中より知り人に行逢ひたる時の兩手の先を膝より下まで下げて挨拶等なをせし但し心なく下を向くときは櫛簪等の落ることわれべいさ、かこ、に注意あるべきことあり

第五十七條

人の家に至るとき若し室内よ人の談話などあり居るとき

外より聲をかけて後よ入るべし

第五十八條

すべて男子の一人居るところへ必ず立入るべからず若し止むを得ざるの用事あらば鴈居の外より談話して直に歸るべし

第五十九條

又た衆人と雜り居るにも父兄弟伯叔父等の外へ決して他の男子とならび座をべからず必ず遠退きて向ひあひて座すべし

第六十條



我力とたのむものなさとても見ず知らずの男子を道連と爲すべからずたとひ女たりとも時宜よりてこれを見合すべし

第六十二條

夜中へ一人にて外出すべからず若し止むと得ざることありて出るときは必ず燈燭を用ふべし

第六十三條

凡そ車駕等にて往來爲すは同乗なきとき男子の乗りたる車駕を先よして後より往くべし然らざるときは多く過ちのあるものなり

第六十四條

人と並び座するときは上座の人より一二寸も膝の後へ下るやうに座すべし下座の出たるは見よくきものなり

第六十五條

又た人と並び行くときも同じく先の人より一二寸も肩の後るやうに行くが見よきものなり

第六十六條

人と同く座敷に並ぶとき的心得方の床の間に向ひたるとき右の方を上座とし床の間と背よするときは左の方を上座とし然れどもその座敷の模様よりてはまたかの



かの差違ありこれの南向よしして床の間の東の方よあると  
本より云へば餘へこれに準べて亂りに上座よ座すべか

第六十六條

未座よて上座の人よ談話せん時するときはその人の前へ  
行きて物語りあすべし必らず中へ人をはさまで言葉をま  
とふるの禮にあらざるなり

第六十七條

今の世に男女同權といふことを言ひ傳ふれどこれ女子の  
我儘勝手の振舞することにあらずして女子の男子と同ト

はたぢさあるをいふなり今夫よ倦はる、婦人よじていか  
でか同權と言へるべきや然るを生覚えよてこれを口實と  
して粗糲のおこみなどなすの太なる悞りよてうたてく  
もまた厭めじきものおれが深く憤むべし

第六十八條

榮耀榮花をなさんために一夜の情を費るところの娼妓の  
如く夫にもあらざる人よ我身を任せらる此上もなき取か  
じきことなり年老ひて色のおとろふるときを深く思ふべ

第六十九條



酒宴のときいたとひ盃を取りても必らず深く飲むべからず男子とても同トことにはあれを婦女子の酔ひ亂れたるゆ殊よ見苦しきものなればなり

第七十條 酒席よて人に酒をすゝむるも馳走の誠を盡すのよしといへども男子に打交りてふられたる振舞を爲し或の男子をもてあそぶ杯ハ假初にも爲すまじきことなり

第七十一條 婚禮の縁談とハのはらば結納をとりかへすべし古ハの結納を受くる日に髪を直し齒を染め來れど今ハ齒を染めぬ

第七十二條 婚禮の式よの白き衣裳を着し盃事終りて後色入の衣服よ若かゆるかり

第七十三條 又た婚禮の盃事の順序ハ初の盃ハ縁女よりはトめ盃のみて嫁に納め中の盃ハ嫁よりはトめ嫁のみて盃に納め終の盃ハまた嫁よりはじめ盃のみて嫁に納むるなりこれ通例の三々九度の禮ありとす尤も盃ハ土器を用ふるを本式なりとさ



第七十四條

中人以下の婚禮に夫婦の盃事終ればその座よて舅姑をはじめ親類の盃事を爲すなれどこの客儀なれば時に墜ひて掛酌あるべし

第七十五條

床盃の聲よりは止め嫁のみて筈に納むるなり但し土器を用ふるよ及びすぬり盃にてよろし

第七十六條

盃事の酌も立つの兩人よて一人の長柄と持ち一人の加へを持ちて一献ごとよ加へを爲すなり凡ての立扇取廻りの

始終輪を結ぶが如くなじ盃事終らば加への者の長柄の者の跡

へ附て入るべし尤も此等の式法に至りては前以て心得たる人よ就て實地よ演習なとべし

第七十七條

中人以下の婚禮よハ必らば諸曲ありて高砂の小諸とうふなり

第七十八條

婚禮の當夜よハ琴三味線に限らせ凡ての音曲をせぬが禮なりと知るべし

第七十九條



凡て目録書よの綴子、綾織物の類の一卷と書き羽二重、縮緬の類の何疋、何反と認むべし

鳥類ハ一羽二羽と書くべからずたゞ一二と認むべし又た

三羽あれハ一番と書くべし

中ハ以テ第八十條

魚類ハ鯛、鯉、鱈の類ハ一折と書くべし又ハ鮭ハ一尺と認む

るあり

第八十三條

女の目録世にハ宛名と書くべからず又た品物もすべて假

名よて認むべし

第八十三條

魚類を臺よのするよの海魚ハ腹を向ふにし川魚ハ腹を前

よするなり

第八十四條

包物の雌蝶雄蝶とはじめ熨斗包よも眞行草の三種あり其

他草木の花を包むまで種々ありて皆それハの習ハ

れハ師よのきて習ふべし

第八十五條

茶道も深く好むときハ好事ハなりてよろじからざれども



湯茶をたて、人にすゝめまた己にたまはりたるときこれを香むぐらゐの心得こころえあるべきことなり

第八十六條

插花も己の活けたるを見て人の譽め感ずる程よほどのまた母ははひ置くべし

第八十七條

一月一日の年始の禮ハ朝夙あそく起きて化粧をなし衣服をあらため神明かみを拜ひらし父母ちちおとは加年かねの壽ことほをのぶべし

第八十八條

又た二月一日の禮式ハ家々に古例ふるい舊式ふるし等ありて各異おのなり

といへども皆雜まじ糞餅くそを食くし屠蘇酒とそを飲のむ等ハ何れも通例とつの禮法れいなり

第八十九條

歳旦としよの晝ひる画えの晝初ひるをなして父母ちちおと母長等ははに見せしむるもまた禮れいありとす

第九十條

年始とし、寒ふゆ、歳末等としにハ晝狀ひるよて親戚おん、知音おんの安否やすを見辨わひた贈物等おくりも分わかり應下おこて必かならば相勸あひむべし

第九十二條

親戚おん、知音おんの中ちゆうに吉凶きう、禍福等わざの事ことあれハ眞實まことを以てその喜よろこ



要を俱ふ慶吊すべし

第九十二條

爐前にて焼香なすときハ先づ扇をひらき懷中より香包を取出しその上ハ置きひらきて一二片を香爐へ焚き少し下りて禮拜に終りて香包を懷中より扇をたゝみてしりぞくなり

第九十三條

高貴の御前又たハ尊き神佛の御前などハ中禮しずりて過ぐるものなり

第九十四條

尊長と同席するときは煙草を喫むべからず若し喫んどむるときハ次の間へ立ちて喫むべし

第九十五條

歌の會席などに連なるときハ我が歌早く出來たりとも人より先へ出すべからず坐中を見合せて中頃より少し後よ出すべし

第九十六條

酷暑き日ハ人の家へ至るときハ門にてよくく氣を落附けて入るべし然らざれば汗いで禮義をうしなふことおれバなり



第九十七條

嚴寒き日客よ行ききて火鉢出るともかへ込むあせの見にくじたい遠くより手をかざすべし

第九十八條

人の旅行を送るときは名残をしとて深くかなしみを見すべからず勇をつけて別るゝが禮なり

第九十九條

若し父母に疾病あるときハ左右を離れず藥餌ハ必らず自らあめ試みてすゝむべし

第一百條

凡て父兄尊長によからぬ事あるときハその時よ諫めはづかしむることなく後に至りて靜に諫むるが禮なり

諸禮手ほととぎ取

明治十三年十一月十三日版權免許  
明治十三年十二月十七日出版發兌

編輯人 東京府士族 中野了隨

出版人 廣嶋縣平民 桑原德勝

東京京橋區加賀町五番地

發兌元

由己社



# 山已社出版書目

小學諸禮手ほどき  
女子

全壹册

定價十錢

智慧の庫

自第一號  
至第五十號

十册宛

合本一册

三付 定價廿五錢

智慧の庫虫干

全壹册

同 十五錢

火難よけ

全壹册

同 七錢

夫婦寢物語

全壹册

同 十錢

金のなる木

合本

同 九錢

子育の艸紙

合本

同 十五錢

衛生新誌

合本

同 廿五錢

學校字書大全

全壹册

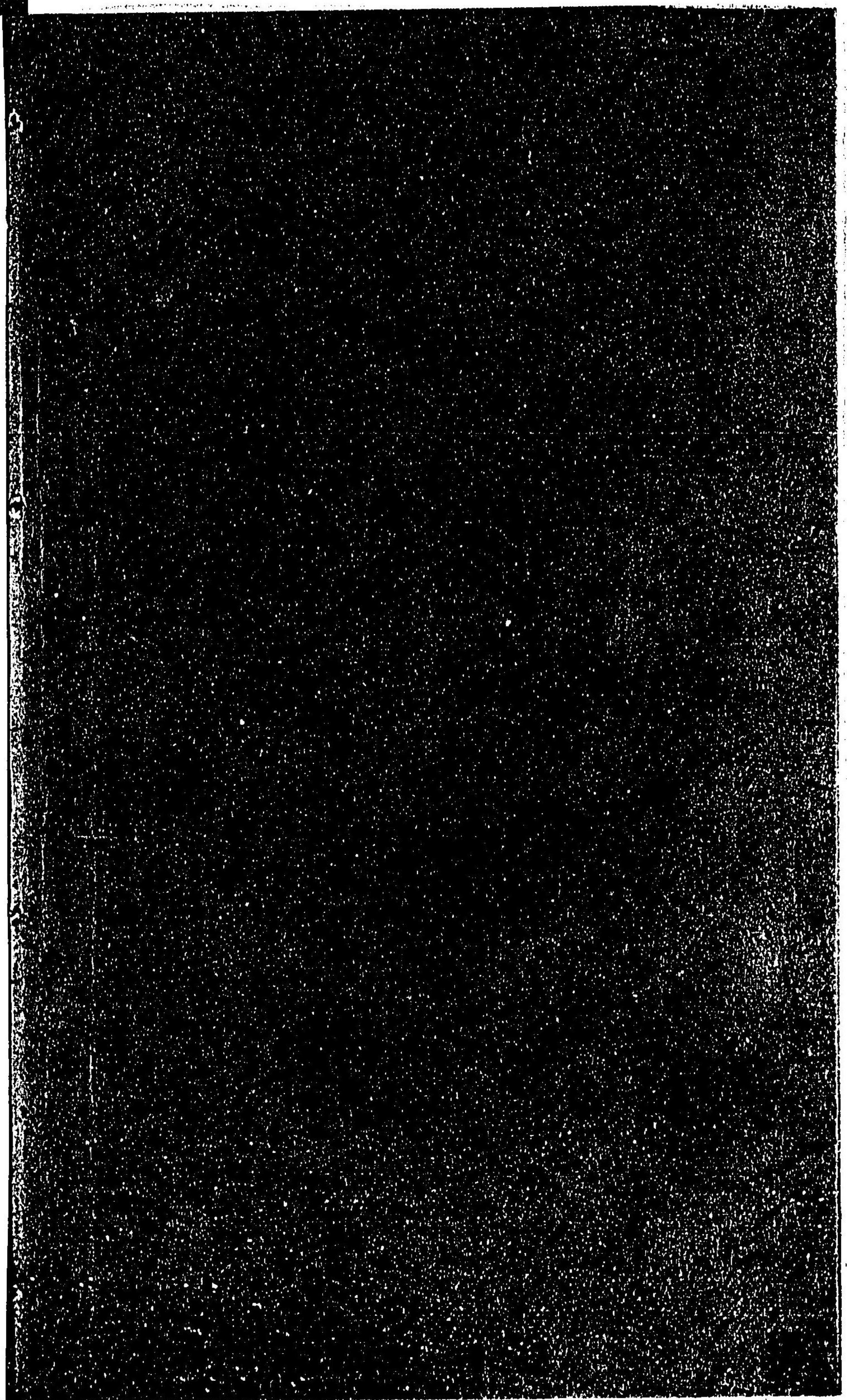
(近刻)

其他雜誌誌賣捌申候

東京橋區加賀町五番地

由 已 社







1950



特30

33

小学女子諸禮手ほどき

国立国会図書館

012030-000-9

特30-33

小学女子諸礼手ほどき

中野 了随/編

M13

AAG-0082

